

【平成25年6月1日改正分】

別表 成分検査分析項目表

項目	種類	燃え殻	汚泥 (埋立)	汚泥 (焼却)	廃油	鉍さい	ばいじん	自動車等 破砕物	備考	
一般	pH 熱しゃく減量 n-ヘキサン抽出物質 含水率(水分含有率) COD 窒素 低位発熱量	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ◆	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	1) 表中の記号の説明。 ▲ 抽出試験 ◆ 含有量試験 ● 溶出試験 〔※必須項目は、黒塗。 任意項目は、白抜き。〕	
有害項目	カドミウム又はその化合物 鉛又はその化合物 六価クロム化合物 砒素又はその化合物 セレン又はその化合物 水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物 シアン化合物 有機リン化合物 ポリ塩化ビフェニル (PCB)	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●	2) 産業廃棄物処理物は、処理以前の産業廃棄物の種類における項目。 3) 混合廃棄物については、含まれる産業廃棄物の種類における全ての項目。
	(有機溶剤系) トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン ベンゼン 1,4-ジオキサン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●				● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	4) アルキル水銀については、水銀又はその化合物が検出されたものに限る。 5) ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に該当しないもので、かつ、ダイオキシン類が含まれるおそれがないものは除く。
	(農薬系) チウラム シマジン チオベンカルブ ダイオキシン類			○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○					6) 汚泥(焼却)は、特別管理産業廃棄物に当たらないと確認できた場合については、有害項目は除く。
			◇	◇	◇				◆	